

第2章 行政機構

1 総論

平成18年度の機構及び定員については、時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るとの基本的考え方に立ち、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）等を踏まえ、行政組織の減量・効率化の一層の推進を図るため、地方支分部局等の事務・事業の抜本的見直し、情報通信技術の活用等の取組を反映し、従来にも増して厳選したものとされた。特に、定員については、大胆な再配置を進めるとともに、事務事業の徹底的な見直し等により、政府部門全体を通じた一層の純減の確保に取り組むこととされた。

平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち、中期目標期間終了時の組織・業務の見直しに係る措置が決定されている法人については、当該措置を確実に要求に反映させることとされた。また、平成17年中に組織・業務の見直しの結論を得ることとなった法人についても、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）及び「今後の行政改革の方針」を踏まえ、極力整理縮小する方向で見直しを進めた。このほか、独立行政法人等及び特殊法人の新設・改廢に係る要求については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）、「今後の行政改革の方針」等既往の方針を踏まえて対処することとされた。

2 機構等

(1) 農林水産省設置法の一部改正

ア 農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第70号）第2条による改正（平成18年4月1日施行）

統計・情報センターを地方農政事務所の分掌機関とするとともに、北海道統計・情報事務所を北海道農政事務所に統合する等、所要の規定の整備が行われた。

イ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水

産省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第26号）附則第29条による改正（平成18年4月1日施行）

農林水産省所管の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所及び独立行政法人農業者大学校を統合し、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が設置されたことに伴い、農林水産技術会議の事務について所要の規定の整備が行われた。

ウ 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（平成19年法律第21号）附則第5条による改正（平成19年3月31日施行）

「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」の名称変更及び期限延長に伴い、農林水産省の事務の特例について所要の規定の整備が行われた。

(2) 農林水産省組織令の一部改正

ア 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成18年政令第74号）による改正（平成18年4月1日施行）

(ア) 大臣官房

a 予算課及び経理課の所掌事務の変更

b 地方課の所掌事務の変更

(イ) 地方支分部局関係

a 北海道統計・情報センターが北海道統計・情報事務所に統合されたことに伴い、所要の規定の整備が行われた。

イ 国有林野事業特別会計法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第123号）附則第4条による改正（平成18年4月1日施行）

林野庁林政部及び同部林政課並びに国有林野部及び同部管理課の事務について所要の規定の整備が行われた。

ウ 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成18年政令第201号）第6条による改正（平成18年5月29日施行）

総合食料局及び同局総務課並びに水産庁漁港漁場

整備部及び同部計画課の事務について所要の規定の整備が行われた。

エ 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成18年政令第246号）による改正（平成18年8月1日施行）

- (ア) 大臣官房
 - a 参事官を1人増員
 - b 国際部国際調整課及び同部貿易関税課の廃止
 - c 国際部国際経済課の所掌事務の変更
- (イ) 消費・安全局
 - 国際基準課の新設
- (ウ) 林野庁関係
 - a 林政部参事官の廃止
 - b 林政部に木材産業課及び木材利用課が新設され、同部木材課が廃止された。

オ 農林水産省組織令及び土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第115号）による改正（平成19年3月31日施行）

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（平成19年法律第21号）の施行に伴い、農村振興局の所掌事務の特例について所要の規定の整備が行われた。

(3) 農林水産省組織規則の一部改正

ア 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成18年農林水産省令第19号）による改正（平成18年4月1日施行）

- (ア) 本省内部部局関係
 - a 組織の改正等
 - (a) 大臣官房
 - ① 企画評価課調査官を16人増員
 - ② 企画評価課政策調整室の廃止
 - ③ 文書課情報公開審査官の廃止
 - ④ 国際部国際協力課海外技術協力室の廃止
 - ⑤ 統計部統計企画課統計調整官の廃止
 - (b) 総合食料局
 - 食品産業振興課新食品調査官の廃止
 - (c) 生産局
 - 総務課調査官の廃止
 - (イ) 地方支分部局関係
 - a 組織の改正及び専門官の新設等
 - (a) 地方農政局
 - ① 農村計画部、同部農村振興課及び同部土地改良管理課並びに整備部の所掌事務の変更
 - ② 生産経営流通部（北陸、東海）に次長を新設
 - ③ 総務部情報推進課（関東、北陸）に地域

農政情報推進官を新設

④ 農村計画部農村振興課に水利計画官が新設され、同部土地改良管理課水利計画官が廃止された。

⑤ 整備部地域整備課が新設され、同部農村整備課が廃止された。

(b) 地方農政事務所

所掌事務及び内部組織等について所要の規定の整備が行われた。

(c) 事務所及び事業所

曾於農業水利事務所曾於北部農業水利事業建設所が廃止される等、各事務所及び事業所の組織改廃に伴う所要の規定の整備が行われた。

(d) 地方農政局の統計・情報センター

統計・情報センターを地方農政事務所の分掌機関とすることに伴い、名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織等について所要の規定の整備が行われた。

(e) 北海道農政事務所

所掌事務及び内部組織等について所要の規定の整備が行われた。

(ウ) 林野庁関係

a 組織の改正及び専門官の新設等

(a) 森林管理局

① 内部組織等について所要の規定の整備が行われた。

② 計画部計画課（東北）に生態系管理指導官を新設

(b) 森林管理署

内部組織等について所要の規定の整備が行われた。

イ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成18年農林水産省令第67号）による改正（平成18年8月1日施行）

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正及び専門官の新設等

(a) 大臣官房

① 情報課図書資料室の廃止

② 国際部国際政策課に海外情報連絡調整官が新設され、同課海外情報官及び海外連絡調整官が廃止された。

③ 国際部国際経済課に輸出促進室並びに国際交渉官、上席国際交渉官及び関税調整官が新設され、同課国際貿易機関室及び渉外調整官が廃止された。

- (b) 消費・安全局
国際基準課に国際食料調査官が新設され、消費・安全政策課国際室及び国際食料調査官が廃止された。
- (c) 生産局
果樹花き課果実需給調整官を廃止
- (4) 林野庁関係
 - a 組織の改正及び専門官の新設等
 - (a) 林政部木材産業課に木材専門官及び住宅資材技術専門官を新設
 - (b) 林政部木材利用課に木材貿易対策室並びに木材専門官及び国際専門官を新設
- ウ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成18年農林水産省令第76号）による改正（平成18年10月1日施行）
 - (ア) 本省内部部局関係
 - a 組織の改正及び専門官の新設等
消費・安全局消費・安全政策課にリスク管理専門官を新設
 - (4) 地方支分部局関係
九州農政局生産経営流通部農産課に環境保全型農業専門官を新設
- エ 市町村の廃置分合関係
市町村の廃置分合に伴い、統計・情報センター及び森林管理署等の名称、位置及び管轄区域について所要の改正が行われた。（平成18年農林水産省令第19号・第67号・第76号・第93号、平成19年農林水産省令第5号）
- オ 農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令（平成18年農林水産省令第25号）による改正（平成18年4月1日施行）
 - (ア) 農林水産技術会議事務局に技術広報官が新設され、地域研究課が廃止された。
 - (4) 総務課に調整室が新設され、同課施設室が廃止された。
 - (ウ) 研究開発課に環境研究推進室が新設され、技術政策課技術情報室が廃止された。
 - (エ) 先端産業技術研究課に産学連携研究推進室が新設され、同課民間研究推進室が廃止された。
 - (オ) 総務課、技術政策課、技術安全課、研究開発課、先端産業技術研究課及び国際研究課並びに筑波事務所の事務について所要の規定の整備が行われた。
- カ 農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令（平成18年農林水産省令第52号）による改正（平成18年5月29日施行）

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和61年法律第77号）の廃止に伴い、農林水産技術会議事務局の事務について所要の規定の整備が行われた。

3 定 員

(1) 定員の増減状況

「平成18年度以降の定員管理について」（平成17年10月4日閣議決定）に基づき定員の合理化が行われる一方、定員増については、政府全体を通じた一層の純減の確保という厳しい状況の下であるが、農林水産省において124人の新規増が認められたほか、内部振替による増減が行われた。

定員増減の内訳は次のとおりである。

ア 行政機関職員定員令第1条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
本 省	23,381人	22,830人	△ 551人
林 野 庁	532人	518人	△ 14人
水 産 庁	970人	953人	△ 17人
計	24,883人	24,301人	△ 582人

イ 行政機関職員定員令第3条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
林 野 庁	5,226人	5,133人	△ 93人
計	5,226人	5,133人	△ 93人

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減等のため、平成18年度における定員関係法令の改正は次のとおり行われた。

ア 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成18年政令第92号）

イ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成18年農林水産省令第26号）